

Q

成年後見制度の仕組みと特徴

父親が亡くなりました。相続人は母と私（鴨隆二）と弟です。ただ、母は認知症を患っているため、**意思能力がありません**。この場合の、遺産分割の方法を教えてください。

A 相続が発生した場合、被相続人の財産は、遺産分割協議を締結した上で、各財産の名義変更、解約手続きを行います。ただし、**相続人の一人が認知症等により意思能力がない場合、成年後見制度**を利用する必要があります。鴨さんのお母様に意思能力がない状態であれば、成年後見人を申請する必要があります。

また、今回の遺産分割においては、**成年後見人を専任**した上でお母様の**法定相続持分2分の1を確保**することになります。このため、お母様ご自身の財産の有無や鴨家の方針に関らず、法的にお母様の法定相続持分を確保し、残り2分の1をご兄弟で分割することになります。

解説 ◆成年後見制度の仕組み

認知症の方、知的障害や精神障害のある方が、社会生活において様々な契約や遺産分割などの法律行為をする場合に、判断能力が不十分なために、その契約によってどのような効果が発生するのか、自分の行った行為の結果の判断ができなかったり、不十分だったりする場合があります。

また、判断能力の乏しい認知症の方が、遺産分割協議や売買契約等の法律行為をしても、遺産分割が無効となったり、後日契約が取り消されたりする可能性があるため非常に不安定です。

成年後見制度はこのような方々（以下、「本人」といいます。）について、本人がお持ちになっている預貯金や不動産等の**財産管理**や遺産分割協議等の**法律行為**、あるいは介護、施設への入退所など、生活に配慮する**身上監護**などを本人に代わって法的に権限を与えられた**成年後見人等が行う**ことによって、**本人を保護し支援する制度**です。

◆成年後見制度のメリットとデメリット

メリット	デメリット
✓成年後見人は、本人の預貯金や不動産を管理できる	✓専門家の後見人・後見監督人が入る
✓成年後見人は、本人が行った契約を取り消せる	✓後見事務・後見人に対する報酬（費用）が発生する
✓成年後見人は、本人の生活に必要な契約を代理で行える	✓相続税対策や資産運用などができなくなる

成年後見制度は、認知症などにより判断能力が低下してしまった人の生活と財産を保護することを目的として運用されています。後見を受ける本人の財産が極めて少ない場合には親族の後見人のみで後見がスタートする場合があります。しかし基本的には**裁判所や専門家に関わる**ことになるため、一般的に使いづらさやデメリットを感じる点も多いのが実情です。

特に後見人が専門家となる場合は、実務的な運用及び管理に対して、多額の費用負担が求められます。

鴨さんの事例のように、一度成年後見制度を利用すると、途中でやめることはできません。その間、**亡くなるまで後見人に対する費用が発生**します。鴨さんの事例から、成年後見制度のデメリットを回避する方法は、やはり**生前より遺言書や家族信託の活用**をお勧めします。

お問合せ先: 税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
 TEL: 0120-985-556 URL: www.aoba-atm.com/

解説動画公開中!

